

<報道発表資料>

令和3年10月29日

衆院選

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票に 当たっての注意事項について

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票に当たっての注意事項は下記のとおりです。

貴重な一票、棄権することなく是非投票してください。

記

1 投票のできる人は

満18歳以上（平成15年11月1日までに生まれた人）の日本国民で、かつ「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人」です。

「県内の市区町村の選挙人名簿に登録されている人」とは、原則として令和3年7月18日以前から、引き続き県内の市区町村の住民基本台帳に記載されている人となります。

2 投票の時間は

投票の時間は、午前7時から午後8時までです。ただし、次の投票所では投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので御注意ください。

秩父市

第9～12投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第16投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第19投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第22～24投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）
第25～28投票所	2時間繰上げ（午後6時まで）
第29～32投票所	1時間繰上げ（午後7時まで）

比企郡ときがわ町

第 8・9 投票所	1 時間繰上げ (午後 7 時まで)
-----------	--------------------

秩父郡長瀬町

第 1～5 投票所	1 時間繰上げ (午後 7 時まで)
-----------	--------------------

秩父郡小鹿野町

第 9～16 投票所	1 時間繰上げ (午後 7 時まで)
第 17 投票所	2 時間繰上げ (午後 6 時まで)
第 18 投票所	3 時間繰上げ (午後 5 時まで)
第 19 投票所	1 時間繰上げ (午後 7 時まで)
第 20 投票所	2 時間繰上げ (午後 6 時まで)
第 21 投票所	3 時間繰上げ (午後 5 時まで)

児玉郡神川町

第 10 投票所	1 時間繰上げ (午後 7 時まで)
----------	--------------------

3 投票に当たっては

- (1) 投票用紙は 3 種類あり、その色は次のとおりですので間違いのないようにしてください。

選挙の種類	投票用紙の色	印刷の色
衆議院小選挙区選出議員選挙	あさぎ色 (水色)	黒
衆議院比例代表選出議員選挙	ピンク色	黒
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	黒

- (2) 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、「候補者の氏名」を書いてください。また、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、「衆議院名簿届出政党等の名称又は略称」を書いてください。
- (3) 最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が印刷してあります。

ア やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に「×」を書いてください。

イ やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

なお、投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。また、投票用紙を受け取った後でも、投票したくない人は、投票箱には入れずに係員に返してください。

4 その他

- (1) 投票所へ行くときは、マスク着用や手指消毒など、感染症対策に御協力ください。また、入場券を忘れずにお持ちください。万一、入場券を紛失したときなどは、投票所の係員にその旨を申し出てください。本人であることが確認できれば、入場券がなくても投票できます。
- (2) 病気やけがなどで自書することができない人は、代理投票ができますので投票所の係員に申し出てください。代理投票したい旨を申し出ると、2人の補助者が指定されます。そのうちの1人が申し出た本人の指示により、候補者氏名や名簿届出政党等の名称又は略称を記載して、別の1人が立ち会います。
- (3) 目の不自由な人は点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。